

報道関係各位

件 名 保育・教育施設における給付費等の不正受給と行政処分の実施について

1 概要

社会福祉法人現成会が運営する飯能元氣保育園及び飯能元氣保育園分園の給付費及び補助金の不正受給について、返還請求を行うとともに、行政処分を実施しました。

2 内容

令和 6 年度に発覚・報告した、社会福祉法人現成会が運営する飯能元氣保育園及び飯能元氣保育園分園（以下「保育園」という。）の給付費及び補助金の不正受給について、返還請求を行うとともに、継続して監査・調査を実施しました。

その結果、「職員配置についての虚偽報告」、「職員配置基準違反」、「不正請求」の事実を確認しましたので、法人に対し、不正に受領した給付費及び補助金等について返還を求めるとともに、子ども・子育て支援法第 40 条第 1 項の規定に基づき、確認の一部効力の停止（12 か月間の新規利用者受入停止）の行政処分を実施しました。

担当者 保育課 佐野 敬子
連絡先 TEL 042-973-2111
内線 195